



# 熊本県公報

号外 第 2 4 号  
平成 25 年 6 月 28 日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則…………… (学校人事課) 1
- 熊本県企業職員の給与の特例に関する規程…………… (企業局総務経営課) 1
- 熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程…………… (病院局総務経営課) 2

## 登 載 依 頼

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則をここに公布する。  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県教育委員会委員長 米 澤 和 彦

### 熊本県教育委員会規則第 5 号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与の特例に関する規則  
平成 2 5 年 7 月 1 日 から平成 2 6 年 3 月 3 1 日 までの間においては、熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則（昭和 4 5 年熊本県教育委員会規則第 1 4 号。以下「給与規則」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額（給与規則第 3 条の規定によりその例によることとされる熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 1 8 年熊本県規則第 3 4 号）附則第 4 項の規定による給料を含む。以下同様とす。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

- (1) 給与規則第 3 条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が 1 号給以上 1 2 4 号給以下のもの又は再任用職員であるもの 1 0 0 分の 4 . 7 7
- (2) 給与規則第 3 条の給料表の適用を受ける職員で、その号給が 1 2 5 号給以上のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7

### 附 則

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日 から施行する。

### 熊本県公営企業管理規程第 4 号

熊本県企業職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。  
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県企業職員の給与の特例に関する規程

1 平成 2 5 年 7 月 1 日 から平成 2 6 年 3 月 3 1 日 までの間（次項において「特例期間」という。）においては、熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和 4 1 年熊本県公営企業管理規程第 1 6 号。次項において「給与規程」という。）第 2 条第 1 項ただし書において準用する行政職給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

- (1) 職務の級が 3 級以下の職員（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 6 年熊本県条例第 2 号）第 1 5 条の 5 第 5 項に規定する職務の級が 3 级以上で人事委員会規則で定める職員（以下この項において「行政職役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7
- (2) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 3 级以上 6 級以下のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7
- (3) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 7 級以上のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7

2 特例期間においては、給与規程第 3 条第 3 項の管理職手当の支給に当たっては、当該職員の管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

### 附 則

この規程は、平成 2 5 年 7 月 1 日 から施行する。

熊本県病院局管理規程第 4 号

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程を次のように定める。

平成 2 5 年 6 月 2 8 日

熊本県病院事業管理者 向 井 康 彦

熊本県病院局職員の給与の特例に関する規程

- 1 平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間（次項において「特例期間」という。）においては、熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成 2 0 年熊本県病院局管理規程第 5 号。次項において「給与規程」という。）第 2 条第 1 項ただし書において準用する行政職給料表及び医療職給料表（1）から（3）までの適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。
  - (1) 行政職給料表の適用を受ける職員（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 2 6 年熊本県条例第 2 号。以下この項において「一般職給与条例」という。）第 1 5 条の 5 第 5 項に規定する職務の級が 3 級以上で人事委員会規則で定める職員（以下この項において「行政職役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7
  - (2) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 3 級以上 6 級以下のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7
  - (3) 行政職役職加算対象職員で、職務の級が 7 級以上のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7
  - (4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員（一般職給与条例第 1 5 条の 5 第 5 項に規定する行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職役職加算対象職員に相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定める職員（以下この項において「その他役職加算対象職員」という。）で、医療職給料表(1)の適用を受けるもの（以下この項において「医療職(1)役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7
  - (5) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が 2 級のもの 1 0 0 分の 7 . 7 7
  - (6) 医療職(1)役職加算対象職員で、職務の級が 3 級以上のもの 1 0 0 分の 9 . 7 7
  - (7) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(2)の適用を受けるもの（次号において「医療職(2)役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7
  - (8) 医療職(2)役職加算対象職員 1 0 0 分の 7 . 7 7
  - (9) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員（その他役職加算対象職員で、医療職給料表(3)の適用を受けるもの（次号において「医療職(3)役職加算対象職員」という。）を除く。） 1 0 0 分の 4 . 7 7
  - (10) 医療職(3)役職加算対象職員 1 0 0 分の 7 . 7 7
- 2 特例期間においては、給与規程第 4 条第 3 項の管理職手当の支給に当たっては、当該職員の管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。